(条例)

議員提出議案第九号

青森市議会議員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び会議規則第十四条の規定により提出します。

本則中「四十六人」を「四十一人」に改める。 青森市議会議員定数条例(平成十七年青森市条例第三百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の一般選挙の告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に青森市議会議員の職にある者に係る青森市議会の議員の定数については、その任期が終わるま

での間、なお従前の例による。

提案理由

青森市議会の議員の定数を改正するため、提案するものである。

平成十八年六月二十三日

(意見書)

議員提出議案10号

基地対策予算の増額等を求める意見書(可決)

我が国には、多くの自衛隊や米軍の施設が所在しており、各地で基地施設の所在に起因するさまざまな問題が発生し、住民生活はもとより地域振興等に多大な影響を及ぼしている。

そのため、基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。

こうした基地関係市町村に対しては、固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金(国有提供施設等所在市町村助成交付金)及び基地交付金の対象外である米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金(施設等所在市町村調整交付金)が交付されている。

また、自衛隊等の行為または防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため、国の責任において基地周辺対策事業が実施されている。

しかし、基地関係市町村の行財政運営は、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい 状況にあり、国による基地対策のさらなる充実が必要である。

よって、国におかれては、基地関係市町村の実情に配慮して下記事項を実現されるよう強く要望する。 記

- 1.基地交付金及び調整交付金については、平成19年度予算において増額措置を講ずるとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。
- 2.基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。 特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、平成19年度予算において増額措置を講ずること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月23日

議員提出議案11号

地方財政の充実・強化を求める意見書(可決)

地方分権一括法の施行以降、地方自治体の自己決定と自己責任の範囲は大幅に拡大し、地域生活に密着した事務を総合的に担う基礎自治体としての役割は高まっている。国が法令に基づく事業実施を自治体に義務づけ、自治体間の財政力格差が大きい現状においては、地方交付税制度の財源保障機能と財源調整機能を維持し、自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保することが重要である。

しかし、経済財政諮問会議「歳出・歳入一体改革」のこれまでの議論や竹中総務大臣の私的研究会「地方分権21ビジョン懇談会」などにおいて、地方交付税法定率分の引き下げ、抜本的な基準財政需要の見直し、不交付団体増加を初めとする交付税見直しが提案されるなど、地方自治と公共サービスの基盤を揺るがしかねない状況となっていることから、地方6団体においても去る5月31日、地方自治法第263条の3第2項の規定に基づき、税財政改革を中心とした7つの提言を緊急に取りまとめ、6月7日、「地方分権の推進に関する意見書」として内閣及び国会に提出したところである。

2007 年度予算については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(骨太の方針2006)が経済財政諮問会議で取りまとめられ、これを受けて新年度概要予算作成が開始されることとなる。効率性や財政コスト削減という観点だけではなく、地域住民が安心して暮らすのに欠かせない事業の確保や公

共サービスの持つセーフティネット機能が担保され、地方への負担の押しつけを行うことのないよう、 国の関係機関等に対し、地方財政の充実・強化を目指す立場から次のことを強く求める。

記

1.地方財政再建と地方財政自立に向けた第2期の改革として、分権改革への地方の参画により国から 地方への過剰な関与を見直し、さらなる税源移譲と国庫補助負担金改革にあわせ、財源保障と財源調 整の機能を堅持する前提で地方交付税制度の改革を進め、地方自治の自立と分権改革の基盤確立につ ながる税財政制度の改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年6月23日

議員提出議案第12号

耐震構造計算書偽装問題に関する被害者救済に関する意見書(否決)

今回、突然降ってわいたような耐震構造計算書偽装問題で、夢を持って生きていくための終の棲家と思って長期ローンを組んで買った善意の住民が地獄に突き落とされ、また近隣の周辺住民もいつ倒壊するかわからないという恐怖と不安にさいなまれるようになった。地震大国と言われている日本において、震度5強程度の地震はいつ起きても不思議ではなく、当該建物住民のみでなく、その周辺住民の生命をも脅かす極めて悪質な行為が国の監督のもとで行なわれる建築物の設計・施工・検査の場で起きたことについて、極めて深刻に受けとめなければならない。

耐震偽装マンションの住民は、使用禁止命令が出され、半ば強制的に住居を失った。国は、昨年 12 月に「構造計算書問題への当面の対応」をまとめ、偽装によって強度が基準の50%以下しかない分譲マンションについて、既存制度を利用し、建てかえ費用の一部を支援するとしている。しかし、国の支援策に基づいて自治体が作成した建てかえ案に居住者が合意したマンションは1つもない。既存の住宅ローンに加え、新たに2000万円を超える巨額の追加負担が求められることから、過度の不安を抱えた状態に置かれている。耐震構造計算書偽装問題による被害をこうむっている居住者にこれ以上の負担がかからないようにするとともに、欠陥住宅の再発を許さないという立場から、国民が安心して生活できる住居を確保することができるよう、以下のとおり求めるものである。

記

- 1.耐震偽装の被害者の救済に国を挙げて全力で取り組むこと。
- 2.偽装建築物の円滑な建てかえや補強を実行できるよう、「構造計算書問題への当面の対応」の抜本的な見直しを含め、被害者救済策の充実に向けた特別の法的措置を講じること。
- 3.欠陥のある建物を抵当権にとって融資を行なうなど、担保価値を見誤った銀行も責任の一端を負担すべきであること。重荷となっている二重ローン問題に対処し被害者の生活再建に向け、既往ローン債務軽減のための銀行との交渉、株式会社ヒューザーなど補償責任がある販売主や関係した企業からの資金回収、無利子基金の設立などについて国の責任で対応すること。
- 4.今後、売り主に重大な過失があるときの債務が住民から売り主へ移転されるようにするとともに、審査能力を持つ金融機関も建築物の安全・性能に一定の責任を有するように検討すること。
- 5.マンションなどに欠陥が見つかった場合、補修費用などを建設業界が負担するよう、住宅保障保険

制度の創設を検討すること。

- 6.被災者生活支援制度の充実を図るとともに、国や自治体が問題業者のかわりに補償を立てかえるよ うな犯罪被害者救済代行制度を検討すること。
- 7. 耐震偽装のホテルや賃貸マンションに対する支援策も検討すること。
 - 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月23日

議員提出議案第13号

国勢調査の抜本的見直しを求める意見書(否決)

統計法による指定統計調査として5年に1度行われている国勢調査は1920年(大正9年)に始まり今 日に及んでいるが、この間、「対面式」の調査方法等は基本的に踏襲されている。

市民のプライバシー意識や防犯意識の高まりの中で、このような調査に対する不信感が広がり、また、 オートロックマンションの増加やライフスタイルの多様化で在宅時間がまちまちであることなどから、 調査票の配布自体がままならない事例や、調査協力を得られないことがあったほか、調査票の配布に回 る調査員がストレスから調査票を燃やしてしまう事件や、調査員が途中で辞退する事例も報告されるな ど、調査員が調査対象者へ個別に訪問して調査すること自体に困難さが際立っている現状にある。

また、調査事項は統計法上では「人口に関する全数調査」とされながら、国勢調査令では「世帯員に 関する事項」「世帯に関する事項」とし、氏名や男女の別、生年月日、世帯主との続き柄等にとどまらず、 「在学、卒業等教育の状況」「就業時間」「所属の事業所の名称及び事業の種類」「仕事の種類」「従業上 の地位」「従業地又は通学地までの利用交通手段」など多岐にわたり、かつ「世帯の種類」「家計の収入 の種類」「住居の種類」「住居の床面積」「住居の建て方」など詳細に及んでいる。

調査結果については広く「行政施策の基礎資料作成に資するもの」とされているが必ずしも有用では なく、むしろ他の指定統計調査等の中でも把握できるものも少なくない。

個人の自己情報コントロール権を保障しようとする個人情報保護のための法体系や自治体条例との 不整合などの課題も出てきている。

以上のように、国勢調査は、調査される市民の側や調査員及び指導員など調査する側双方ともに過酷 であり、自治体の負担があまりにも大きく、あわせてその原因には詳細な調査項目、記名調査があるこ とも改めて明白になっている。

国においても既に「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」が設置され、調査方法、調査業務のあり 方、調査内容等の検討を進め、7月までに「改善策の提案」をまとめるとしている。

昨年10月1日に行われた調査は簡易調査であったが、2010年実施予定の調査は大調査となることから、 国勢調査のあり方について、調査方法はもとより、調査自体の意義・必要性も含め、早急に抜本的に見 直しをするよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月23日

議員提出議案第14号

ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める意見書(否決)

政府は、昨年12月12日に米国・カナダ産牛肉の輸入再開を決定した。

しかし、本年1月20日にアメリカから輸入された牛肉にSRM(特定危険部位)の脊柱が混入していたことから再び輸入が停止された。極めてずさんな輸入に対して強く抗議するとともに、その責任を明確にすることが必要である。

米国産牛肉は、検査体制や特定危険部位の除去、肉骨粉の飼料への使用などの飼料規制、生産・流通 履歴が不明確であるなど、輸入条件に係るBSE対策が極めて不十分なままである。

輸入再開を拙速に決定した政府の責任は、大変重いと言わざるを得ない。

よって、国においては、国民の食の安全を守るため、米国産牛肉の拙速な輸入再開を行わず、BSE問題への万全な対策をとられるよう下記の事項について強く要望する。

記

- 1.米国産牛肉については、拙速な輸入再々開を行わないこと。
- 国内のBSE対策について

米国・カナダ産牛肉の再評価を行うこと。

輸入時の検査体制を強化し、最大限の検査を行うこと。

消費者の選択権を確保し、食の安全を実現するため、牛肉を使用した外食・中食・加工品等すべて に原料原産地表示を義務化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年6月23日

議員提出議案第15号

教育基本法改定に反対する意見書(否決)

教育基本法は、「教育の憲法」といわれるほど重みのある法律である。にもかかわらず、政府からは、「時代の要請にこたえるため」との理由が示されているだけで、教育基本法の改定がなぜ必要なのか説明がされていない。

いじめや不登校などの教育荒廃、少年による凶悪犯罪などと教育基本法を結びつける議論は、筋違いである。子供と教育をめぐる問題の原因は、教育基本法にあるのではなく、基本法の目的実現を棚上げして、競争と管理の教育を押しつけてきた歴代政府にこそある。

政府改定案の何よりも重大な問題は、「国を愛する態度」などの「徳目」を強制することであり、これは、憲法で保障された思想、信条・内心の自由を侵すことになる。

また、改定案では、教育への権力統制が無制限となり、教育の自主性と自由が根底から覆されることになる。

教育基本法改定のねらいは、「海外で戦争をする国」「弱肉強食の経済社会」づくりにあることは明らかである。

よって、教育基本法の改定に強く反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月23日

議員提出議案第16号

「品目横断的経営安定対策」にかかわる意見書(否決)

政府が昨年10月に打ち出した「品目横断的経営安定対策」に基づき、今、全国的にその認定作業が推 し進められているが、地域の実情を無視した性急な取り組みに関係者の中で不安と混乱が生じている。

「品目横断的対策」は、これまでの全農家を対象にした小麦、大豆などの品目ごとの価格保障を全廃し、07年から要件を満たす農家、集落営農だけを対象にして、「諸外国との生産格差の是正」(げた)と「収入変動による影響緩和」(ならし)を組み合わせた「経営安定対策」を実施するとしている。

しかし、支援を受けるための要件が現実と大きくかけ離れているため、多数の農家が対象から外され、 生産を継続することが困難になる。小麦、大豆を中心にした生産調整機能も維持できなくなる。その結 果は、さらなる米価暴落の引き金となり、過疎化を加速させるなど、農山村の困難をさらに助長しかね ない。

また対象となる農家は、「農業経営改善計画」を作成し市町村が認定した認定農家のうち、個人で4 ヘクタール以上、集落営農で20ヘクタール以上の経営規模であることが条件である。「農業経営改善計画」は、5年後の目標として550~700万円程度の所得目標を掲げて経営規模の拡大などに取り組むことが求められている。

この所得目標は、国が他産業従事者と遜色のない生涯所得から逆算してはじき出した数字であり、これに基づいて都道府県の「基本方針」及び市町村の「基本構想」が「育成すべき効率的かつ安定的経営体」の営農類型の中で基本指標として示しているものである。したがって農業生産の現場から出発した数字ではないため、この目標は、玄米 1 俵(60キログラム)が 1 万5000円以上(実際は 1 万2000円前後)、大豆10アール当たりの収量が300キログラム(過去 10 年間の農水省統計では168キログラム)、リンゴは10アール当たりの収量が3トン(農水省統計で2トン)、価格が20キログラムで5000円以上(実際は3000円以下)でなければ、とても成り立たないものばかりである。しかも単価と単収を引き上げる対策は何ら示されていない。

上記のような「農業経営改善計画」を作成して支援の対象となったとしても、関税を引き下げてさら に輸入を拡大し、外国の安い輸入原価と競争することが「対策」の前提である。

一切の価格の下支えがないまま、「品目横断的経営安定対策」を実施しても、経営を維持することができるのか、甚だ疑問である。

さらに、「諸外国との生産格差の是正対策」(げた)の主要部分が「過去の作付実績」(平成16~18年)を基準にしているため、支援対象品目の生産拡大につながらず、自給率向上に逆行することも重大である。

農家への「対策」の周知は極めて不十分であり、農水省が最終的な交付水準も明らかにしていない中で対応を拙速に求めることほど乱暴なことはない。食料自給率を向上させるために担い手をふやすことが緊急の課題となっているとき、多数の農家を農政の対象から外すことは許されない。

WTO農業協定が成立した1995年から2003年の間に農業総生産額は10兆4000億円から8兆9000億円(14.8%減)に、総農業所得は4兆6000億円から3兆7億円(20.5%減)に激減しており、この間の輸入農産物の激増の影響で国内の農産物価格が下落している現実から出発するならば、家族経営を基本に、地域の実情を踏まえた多様な形態の経営を尊重し、価格保障と直接支払いで支える経営安定対策こそが世界の流れであり、日本の農政にもっとも求められる政策と考える。

よって、下記の事項の実現を強く求める。

記

一、「品目横断的経営安定対策」を中止し、意欲あるすべての農家を対象に価格保障を基本にした経営安

定対策を実現すること。

- 一、最低限、農家への周知徹底を図り、地域で十分に話し合うことを保障するため、平成 19 年からの制度の開始を一旦凍結すること。
- 一、規模の大小等を基準にするのではなく、地域の実情を踏まえた多様な担い手を確保するための施策 への支援策を強めること。
 - 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月23日

議員提出議案第17号

医師・看護師等の増員を求める意見書(否決)

医療事故をなくし、安全・安心で行き届いた医療・看護を実現するためには、医療従事者がゆとりと 誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠である。

しかし、医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師等の不足が深刻化している。 看護師は仕事に追い回されて疲れ果て、「十分な看護が提供できている」との回答は1割にも届かず、4 分の3がやめたいと思っているほどである。

欠員を直ちに補充するとともに、大幅増員を実現することが切実に求められている。看護職員については、少なくとも「夜間は患者10人に対して1人以上、日勤帯は4人に対して1人以上」の配置にすることが必要である。

過酷な労働実態を改善するため、夜勤日数の上限規制などの法整備が必要である。「安全・安心のコスト保障が必要」であり、診療報酬などによる財政的な裏づけが求められている。

よって、政府におかれては、現場での大幅増員を保障する看護職員等の確保対策・予算の拡充や診療 報酬の改善を行うよう要望するものである。

記

- 1、医師・看護師など医療従事者を大幅に増員すること。
- 2、看護職員の配置基準を、「夜間は患者10人に対して1人以上、日勤帯は患者4人に対して1人以上」 とするなど、抜本的に改善すること。
- 3、夜勤日数を月8日以内に規制するなど、「看護職員確保法」等を改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月23日